

指名停止措置の概要

- 1 指名停止措置業者名：株式会社清水
(法人番号6170001010323)
業者の住所：和歌山県日高郡日高川町船津503
- 2 指名停止措置期間：令和6年4月9日から
令和6年7月8日まで
- 3 指名停止措置の範囲：近畿中部防衛局管轄区域
(近畿2府4県、北陸3県、東海3県)
- 4 事実概要：株式会社清水の代表取締役は、和歌山県日高川町が発注した橋の補修工事の指名競争入札において、同町建設課長から最低制限価格に関する情報を入手し、公正な入札を妨害したとして、令和6年2月1日、公契約関係競売入札妨害の疑いで和歌山県警に逮捕された。
- 5 指名停止措置理由：上記事実が「工事請負契約等に係る指名停止等の措置要領」付表第2第10号（競売入札妨害又は談合）に該当するため。

指名停止措置要領付表第2第10号「抜粋」

措置要件	期間
(競売入札妨害又は談合) 10 他の公共機関の職員と締結した工事請負契約等に関し、代表役員等が競売入札妨害又は談合の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき（第12号に掲げる場合を除く。）。	逮捕又は公訴を知った日から 3月以上12月以内